

お知らせ

民事第20部（破産再生部）の、緊急事態宣言の対象期間中の事務等は、以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付はいたしますが、緊急性のある事件以外は、処理を停止します。緊急性のある事件については、申立ての際、その事情をご説明下さい。

2 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

宣言対象期間中の破産事件の債権者集会及び免責審尋期日は、延期します（平成30年(フ)第7144号及び7501号は除く）。実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。5月7日及び8日の債権者集会等についても、同様の扱いとさせていただきます。

延期後の次回期日については、別表をご覧ください。

3 民事再生事件の債権者集会及び意見聴取集会等

宣言対象期間中の民事再生事件の債権者集会及び意見聴取集会等の取扱いの詳細については、各事件の再生債務者代理人にお問い合わせ下さい。

連絡先電話番号

破産申立 03-3581-3483, 03-3581-3548

通常管財 03-3581-3492

特定管財 03-3581-3518

同時廃止 03-3581-3548

個人再生 03-3581-3491

通常再生 03-3581-3485

それ以外のお問い合わせ 03-3581-3482, 03-3581-3480

(別表) 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会及び免責審尋期日については、以下のとおり延期します。

延期後の次回期日の時間・場所は指定済みの期日と同じです。

(例) 4月9日午前10時、債権者集会場1で行われる債権者集会は、

7月2日午前10時、債権者集会場1に延期します。

	指定済みの期日		延期後の次回期日
月	4月6日	→	6月29日
火	4月7日	→	6月30日
水	4月8日	→	7月1日
木	4月9日	→	7月2日
金	4月10日	→	7月3日
月	4月13日	→	7月6日
火	4月14日	→	7月7日
水	4月15日	→	7月8日
木	4月16日	→	7月9日
金	4月17日	→	7月10日
月	4月20日	→	7月13日
火	4月21日	→	7月14日
水	4月22日	→	7月15日
木	4月23日	→	7月16日
金	4月24日	→	7月17日
月	4月27日	→	7月20日
火	4月28日	→	7月21日
木	4月30日	→	7月30日
金	5月1日	→	7月31日
木	5月7日	→	7月30日
金	5月8日	→	7月31日